

(様式1-4②)

山元町復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(宮城県交付分)

省庁名:農林水産省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額基幹事業の場合(d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合(d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
1	○		C-1-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(調査計画費)	山元地区	県	被災した農山漁村地域の復興を目的に行う農地等の生産基盤整備(区画整理)に必要な調査計画。	1	106,200	106,200	106,200			
2	○		C-1-2	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	山元地区	県	被災した農山漁村地域の復興を目的に行う農地等の生産基盤整備(区画整理)事業。	0.5	0	0	0			
3		○	C-1-2①	農村復興区画整理関連効果促進事業	山元地区	県	基幹事業で行う区画整理事業に合わせ、塩害等の対策工事、完成農道の舗装や通作道路の整備、農業機械・物資のストックヤードや緊急時待避所の整備、農地集積及びその関連業務、集落コミュニティの支援、農地・農業用施設管理情報の整備等を行うもの。	0.8	0	0	0			
4	○		C-1-3	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(調査計画費)	花笠第2排水機場地区	県	被災した農山漁村地域の復興を目的に行う農地等の生産基盤整備(排水機場整備)に必要な調査計画。	1	0	0	0			
5	○		C-1-4	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	花笠第2排水機場地区	県	被災した農山漁村地域の復興を目的に行う農地等の生産基盤整備(排水機場整備)事業。	0.5	0	0	0			
6	○		C-1-5	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(水利施設整備事業・牛橋地区)	排水路工L=2,100m排水機場	県	津波等により甚大な被害を受けた沿岸部農村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤等を一体的に整備するもの。	0.5	0	0	0			
7	○		C-1-6	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	新井田川、鷲足川	県	新井田川及び鷲足川の流末整備を行い、大雨時の排水対策強化及び災害防止を図るもの。	0.5	0	0	0			
8		○	C-1-5①	農山漁村地域復興基盤効果促進事業(牛橋地区)	牛橋地区全域	県	津波等により甚大な被害を受けた沿岸部農村地帯において、農業用施設の遠隔操作装置や安全施設等の整備、塩害等を防止するための園芸用水を確保のための井戸施設整備等を行う。	0.8	0	0	0			
9		○	C-1-5②	県産農林水産物・食品等利用拡大事業	山元町全域	県	農業生産法人や食品製造・販売事業者等を対象とし、県外の展示会等への出展経費及び県内外での展示会等の開催経費を支援する。	0.8	0	0	0			
10		○	C-1-5③	農工商連携加速化推進プロジェクト事業	山元町全域	県	商工業者に県産農林水産物等や生産者に関する情報を積極的に提供し、ビジネスチャンスを開拓・拡大し、新商品開発や契約栽培等に繋げ、地域の活性化を支援する。	0.8	0	0	0			
11		○	C-1-5④	(仮称)食品企業等経営強化支援事業	山元町全域	県	生産再開後の経営を強化するため、生産法人や食品製造・販売事業者等を対象とし、県外の販売会や百貨店での催事への出展経費を支援する。	0.8	0	0	0			
12		○	C-1-5⑤	経営指導		県	農業経営体の経営再開に係る施設整備に際し、整備後の収支計画づくり支援及びその後の経営指導により再開後の経営安定が期待されるもの。	0.8	16	16	13			
13		○	C-1-5⑥	農産物等直売所経営支援事業		県	直売所の経営再開に係る施設整備に際し、整備後の収支計画づくり支援及びその後の経営指導により再開後の経営安定が期待されるもの。	0.8	350	350	280			
14		○	C-1-5⑦	食育・地産地消推進事業	—	県	震災による需要の落ち込みや県産農林水産物等のイメージアップに対処するため、地産地消の取組を全県的に進め、県産食材の一層の理解や消費・活用の促進を図る。	0.8	0	0	0			
15		○	C-1-5⑧	県産農林水産物等輸出促進事業	—	県	被災者の販路を拡大を支援するため、輸出に取り組む県内の農林漁業者や食品製造業者と協働の上、宮城県食品輸出促進協議会と連携し、県産農林水産物等の輸出促進に取り組む。	0.8	0	0	0			
16		○	C-1-5⑨	食料産業クラスター支援事業	—	県	地域の大学や試験研究機関、流通・小売業者、行政等が参加する「クラスター協議会」の活動費を補助するもの。	0.8	0	0	0			
17		○	C-1-5⑩	「売れる商品づくり」支援事業	—	県	県内の中小食品製造業者等が行う地域の食材を活用したマーケットイン型の「売れる商品づくり」新商品開発費を補助するとともに、開発した商品の販路拡大を支援するもの。	0.8	0	0	0			
18		○	C-1-5⑪	食料王国みやぎ販路拡大支援事業	—	県	食品製造業の復興を図るため、県内食品製造業者等が生産・加工する食品を県内及び首都圏等県外へPRし、販路拡大する機会を創出するもの。	0.8	0	0	0			
19		○	C-1-5⑫	食品加工原材料調達支援事業	—	県	県内の食品製造業者は、農林水産物原材料調達先の被災により、原料供給が不能または減少することが予想されることから、その代替原材料を他産地から調達する場合に、新たに発生する原材料価格や流通コストなどの掛かり増し経費を助成するもの。	0.8	0	0	0			

(様式1-4②)

山元町復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(宮城県交付分)

省庁名:農林水産省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
20		○	C-1-5⑬	県産ブランド品確立支援事業	—	県	県産品のブランド化を支援するため、ブランド品創出を担う人材育成、県産食材のマッチング支援、食材王国みやぎフェアの開催などを実施するもの。	0.8	0	0	0			
21		○	C-1-5⑭	地域イメージ確立支援事業	—	県	食産業及びこれによる一次産業の復興・復興を牽引するため、これまで築いてきた「食材王国みやぎ」という宮城県の「食」に関する地域イメージ基盤を活用し、復興・復興に関する情報発信を強力に行うもの。	0.8	0	0	0			
22		○	C-1-5⑮	みやぎの「食」ブランド再生支援事業費	—	県	全国的な認知度のある宮城県のブランド食材のうち、東日本大震災あるいは、東京電力福島第一原発事故による風評被害を受けたものについて、ブランド価値を再生する取組に対して支援を行う。	0.8	0	0	0			
23		○	C-1-5⑯	県産農林水産物等イメージアップ推進事業	—	県	震災で県産農林水産物等が大規模な被害を受けたことから、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、被災前の状況に回復するまでの間、メディアの活用、海外バイヤー対応などの事業を実施するもの。	0.8	0	0	0			
24		○	C-1-5⑰	みやぎの園芸・畜産物消費拡大事業	—	県	震災後の本県畜産業及び園芸作物の復興と健全な発展を図るため、県、JAなど関係団体等で組織する各協議会が行う消費拡大、銘柄確立の事業に対して補助するもの。	0.8	0	0	0			
25		○	C-1-5⑱	宮城米広報宣伝事業	—	県	「米どころ宮城」の知名度を維持し、更なる消費及び販路の拡大を図るため、宮城米マーケティング推進機構を実施主体として、広報宣伝事業、首都圏等大消費地PR等を行うもの。	0.8	0	0	0			
26		○	C-1-5⑲	物産展等開催事業	—	県	首都圏の百貨店を中心に物産展を開催することにより、本県復興の情報発信と、本県産品の展示販売、観光の積極的なPRを展開するもの。	0.8	0	0	0			
27		○	C-1-5⑳	みやぎまるごとフェスティバル開催事業	—	県	県産農林水産物及び加工品の販路確保、PRの機会を創出するためみやぎまるごとフェスティバルを開催するもの。	0.8	0	0	0			
28		○	C-1-5(21)	農畜産物等放射性物質実態調査事業費	—	県	県産農林水産物の風評被害に対応するため、定期的に放射能検査を実施するもの。	0.8	0	0	0			
29		○	C-1-5(22)	畜舎等施設整備支援対策事業	全域	県	農業生産力を維持するため震災被害畜舎等の関連施設の整備を支援するもの	0.8	0	0	0			
30		○	C-1-5(23)	経営再建家畜導入支援対策事業	全域	県	農業生産力を維持するため震災被害死亡家畜の再導入経費を支援するもの	0.8	0	0	0			
31		○	C-1-5(24)	自給飼料生産基盤復旧支援事業	全域	県	農業生産力を維持するため震災被害を受けた自給飼料生産基盤を再整備する経費を支援するもの	0.8	0	0	0			
32		○	C-1-5(25)	放射性物質影響調査事業	全域	県	農畜産物の安全性を確保するため、放射性物質の影響を調査するもの	0.8	0	0	0			
33		○	C-1-5(26)	肉用牛出荷円滑化推進事業	全域	県	食肉の安全性を確保するため、放射性物質濃度の検査を実施するもの	0.8	0	0	0			
34	○		C-2-1	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業【栽培漁業種苗放		県	他県の種苗生産機関にアワビ種苗の委託生産を行うとともに、アワビ・ヒラメ・さけ等種苗を購入・放流する	0.5	0	0	0			
35	○		C-2-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業【みやぎの漁場再	県内養殖漁場ほか	県	漁場に漂流・堆積したガレキの回収・除去	0.5	300,000	300,000	225,000			
36	○		C-2-3	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業【漁場生産力回復	県内養殖漁場・漁船漁業漁場	県	漁業者グループが行う漂流物等の回収・処理を支援する	0.5	669,200	669,200	501,900			
37		○	C-2-3①	漁業・漁港等現況調査事業	山元町	県	東日本大震災により本県に漁港及び漁村等が壊滅的な被害を受け、漁港を拠点とする漁業の現況は大きく変化していることから、現況を詳細に把握する調査を実施するもの。	0.8	0	0	0			
38		○	C-2-3②	漁業経営改善支援強化事業		県	漁業経営体の経営再開に係る施設整備に際し、整備後の収支計画づくり及びその後の経営指導により再開後の経営安定が期待される。また、施設整備を契機とした協業化の流れを一過性なものにせず、恒久的な組織体となるよう支援することにより、一層の経営安定が期待される。	0.8	191	191	153			

(様式1-4②)

山元町復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(宮城県交付分)

省庁名:農林水産省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額基幹事業の場合(d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合(d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
39	○		C-9-1	木質バイオマス施設等緊急整備事業		県		0.5	0	0	0			
40		○	C-9-1①	木の香る公共建築・おもてなし普及促進事業	小規模施設	県	被災地域の拠点施設や公共施設などを県産材を用いて建設するもの	0.8	0	0	0			
41		○	C-9-1②	県産材利用エコ住宅普及促進事業	各市町村内一円	県	被災者を含めた県民が県産材を用いて建設する新築住宅への支援	0.8	2,500	2,500	2,000			
42		○	C-9-1③	木の家づくり再建支援事業	各市町村内一円	県	被災地域における地域材を用いて建設される新築住宅への支援	0.8	0	0	0			
43		○	C-9-1④	木質バイオマス活用拠点形成促進事業	各市町村内一円	県	木質バイオマスを活用した熱利用施設等の整備	0.8	0	0	0			
								合計額	1,078,458	1,078,458	835,546	0	0	

都道府県名	宮城県	担当部局名	震災復興推進課	担当者氏名	
市町村名	山元町	電話番号		メールアドレス	

- (注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
- (注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
- (注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)
- (注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。
- (注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(\*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。